

平成24年度

建設オペレータ資格取得事業

# 研修案内

 根室管内 4 町通年雇用促進協議会

# 技能講習・特別教育 実施予定表

平成24年12月～平成25年3月

種目	日程	12月	1月	2月	3月
小型移動式クレーン 運転技能講習		3日(月)～5日(水)	7日(月)～9日(水)	4日(月)～6日(水)	4日(月)～6日(水)
		17日(月)～19日(水)	21日(月)～23日(水)	18日(月)～20日(水)	18日(月)～20日(水)
車両系建設機械(整地等) 運転技能講習 (14Hコース)		1日(土)～2日(日) 14Hコース	5日(土)～6日(日) 14Hコース	1日(金)～2日(土) 14Hコース	1日(金)～2日(土) 14Hコース
		15日(土)～16日(日) 14Hコース	19日(土)～20日(日) 14Hコース	15日(金)～16日(土) 14Hコース	15日(金)～16日(土) 14Hコース
	(38Hコース)			1月31日(木)～2月4日(月)	
フォークリフト 運転技能講習 (11Hコース)		10日(月)～11日(火) 11Hコース	9日(水)～10日(木) 11Hコース	6日(水)～7日(木) 11Hコース	6日(水)～7日(木) 11Hコース
	(31Hコース)	24日(水)～27日(土) 31Hコース	23日(水)～26日(土) 31Hコース	20日(水)～23日(土) 31Hコース	20日(水)～23日(土) 31Hコース
玉掛技能講習		6日(木)～8日(土)	10日(木)～12日(土)	7日(木)～9日(土)	7日(木)～9日(土)
		20日(木)～22日(土)	24日(木)～26日(土)	21日(木)～23日(土)	21日(木)～23日(土)
車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 (3Hコースのみ)		23日(日) 3Hコースのみ	20日(日) 3Hコースのみ	17日(日) 3Hコースのみ	17日(日) 3Hコースのみ
高所作業車 運転技能講習		19日(水)～20日(木)	15日(火)～16日(水)	12日(火)～13日(水)	11日(月)～12日(火)
不整地運搬車 運転技能講習			28日(月)～29日(火)	25日(月)～26日(火)	25日(月)～26日(火)
ショベルローダー等 運転技能講習			21日(月)～22日(火)	18日(月)～19日(火)	11日(月)～12日(火)
地山掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習				27日(水)～3/1日(金)	
足場の組立て等 作業主任者技能講習			11日(金)～12日(土)		8日(金)～9日(土)
建築物の鉄骨の組立て等 作業主任者技能講習			30日(水)～31日(木)		18日(月)～19日(火)
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習				12日(火)～13日(水)	13日(水)～14日(木)

## 【 特別教育 】

アーク溶接等の特別教育 (短縮コース)			30日(水)～31日(木)	27日(水)～28日(木)	
伐木等の特別教育			29日(火)～30日(水)		25日(月)～26日(火)
刈払い機取扱作業 安全衛生教育				16日(土)	18日(月)
自由研削といしの特別教育			19日(土)		2日(土)
振動工具取扱作業 安全衛生教育			28日(月)		

※上記の日程は標準コースですので受講資格により日程は違います。  
受講予定にない日程でも、対応できる場合もありますので、ご相談ください。

●中標津・別海・標津・羅臼4町にお住まいの季節労働者の方に限ります。  
受講される方は、受講に必要な資格の有無を、確認してください。

### ● 技能講習受講資格時間割表 ●

科目	受講時間	講習期間	受講資格
玉掛技能講習	15H	3日間	クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者。小型移動式又は床上操作式クレーン運転技能修了者。
	19H	3日間	未経験者。
小型移動式クレーン	16H	3日間	クレーン運転士及びデリック運転士又は揚貨装置運転士免許を有する者。床上操作式クレーン運転技能講習、又は玉掛技能講習の修了者。
	20H	3日間	未経験者
車両系建設機械(整地等)	14H	2日間	大型特殊自動車免許を有する者。大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者。不整地運搬車運転技能講習の修了者
	38H	5日間	運転免許がなく、小型車両系(整地等)等の経験が全くない者
車両系建設機械(解体用)	特例3H	1日間	車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者
不整地運搬車	11H	2日間	建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種から第6種に合格した者。車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者。大型特殊自動車免許を有する者。大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し車両系建設機械若しくは不整地運搬車の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上。
高所作業車	12H	2日間	移動式クレーン運転士免許を有する者、又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。
	14H	2日間	建設機械施工技術検定に合格した者又は大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者。又はフォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者。
フォークリフト	11H	2日間	大型特殊自動車免許を有する者。大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある者。
	31H	4日間	大型自動車運転免許、中型自動車免許若しくは普通自動車運転免許を有する者。大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。
	35H	5日間	自動車運転免許がなく、フォークリフトの運転経験が全くない者
ショベルローダー	11H	2日間	大型特殊自動車免許を有する者。大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、ショベルローダー運転の特別教育を受け、ショベルローダーの運転経験が3ヶ月以上ある者。
	31H	4日間	大型自動車運転免許、中型自動車免許若しくは普通自動車運転免許を有する者。大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。

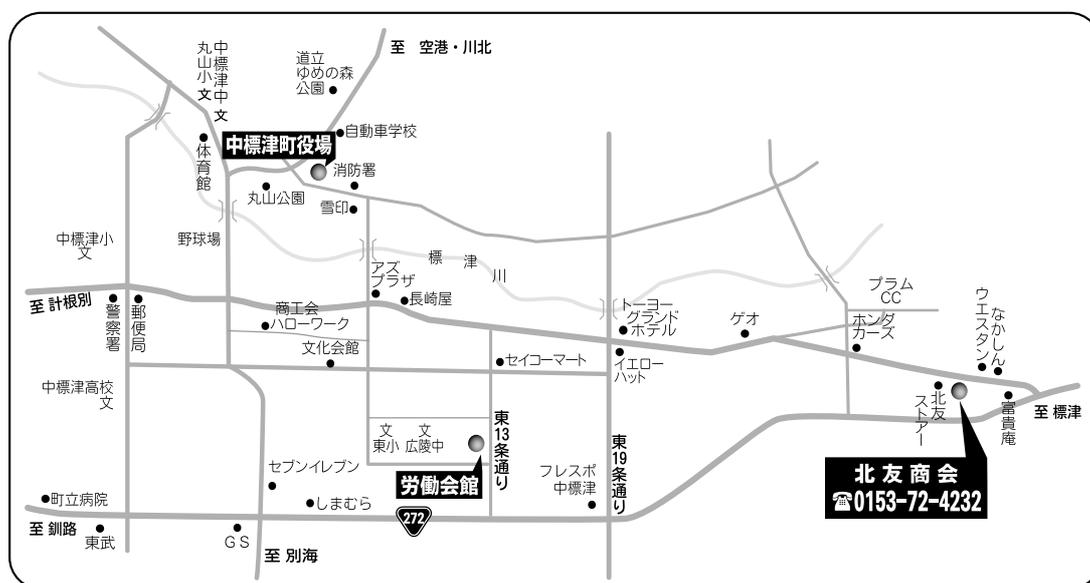
### ● 作業主任者技能講習時間割表 ●

科目	受講時間	講習期間	受講資格
建築物等の鉄骨の組立て等	11H	2日間	①建築物の骨組み、塔の金属部材の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した者。 ②大学、高専、高等学校の土木科、又は建築科を卒業し、その後2年以上の建築物の鉄骨の組立等の従事した者。
足場の組立等	13H	2日間	①足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上の経験者。 ②大学、高専、高等学校の土木科、建築又は造船学科を卒業し、その後2年以上足場の組立て、解体、変更の作業に従事した者。
地山の掘削及び土止め支保工	17H	3日間	①地山の掘削及び土止め支保工の作業に3年以上従事した者。 ②大学、高専、高等学校の土木科、建築、農業土木学科を卒業し、その後、地山掘削及び土止め支保工に2年以上従事した者。
型枠支保工の組立て等	13H	2日間	①型枠支保工の組立て、解体の作業に3年以上従事した者。 ②大学、高専、高等学校の土木、建築学科を卒業し、その後2年以上、支保工の組立て、解体の作業に従事した者。

### ● 特別教育(安全衛生教育)時間割表 ●

科目	受講時間	講習期間	受講資格
アーク溶接等	21H	3日間	アーク溶接等の経験が全くない方。事業主の証明があれば時短(2日間/15H)コースも可能。
伐木等業務	13H	2日間	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務。
刈払機業務(安)	6H	1日間	造園工事、建設工事、土木工事、林業、農業において刈払い機使用の業務。
自由研削砥石	6H	1日間	鉄工所、機械修理工場、自動車修理工場、石材工場、その他グラインダー等を取り扱う従事者。
振動工具取扱(安)	4H	1日間	ピストン内臓工具、エンジン内臓工具、締付工具、回転工具取扱作業者。

- 季節労働者の方が対象ですので、離職されている方は、「雇用保険特例受給資格者証」の写しが必要です。
- 季節労働者の方で、現在就労中の方は、事業所から「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しが必要です。
- 受講できる科目は、原則1人1科目ですが、（小型移動式クレーンと玉掛け）の技能講習を両方希望する方に限り、2科目を取得できますので、ご確認の上お申込みしてください。
- 作業主任者技能講習については、申込人数により、日程が変更になることがあります。



## 根室管内 4 町通年雇用促進協議会

### 事務局

中標津町役場 経済振興課商工労働係  
標津郡中標津町丸山 2 丁目 22

### お問い合わせ先

労働会館内 中標津町東13条南 7 丁目  
TEL (0153) 72-6789 (FAX兼用)

ホームページ <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>